

特集 最近の企業結合規制の動向

アジア諸国における企業結合届出制度

伊藤見富法律事務所弁護士

| | | | |
|----|----|----|-----|
| ひら | やま | けん | たろう |
| 平 | 山 | 賢 | 太郎 |
| や | がみ | きよ | こ |
| 矢 | 上 | 浄 | 子 |

アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士

〇 1 はじめに

日本企業のアジア地域への進出の流れは定着し、現地法人数は既に約1万5千社を超え¹⁾、アジア企業買収等の件数も増加している。

アジア諸国においては、大韓民国・台湾・中華人民共和国等に加えて、ASEAN加盟諸国における競争法制定がすすみ、運用も積極化している。それゆえ、アジア諸国におけるビジネス展開に際して、各国競争法の運用を踏まえたコンプライアンス体制構築が重要となっている。

アジア諸国へM&Aにより進出する際において問題となるのが企業結合規制である。近年では、競争を制限することとなる企業結合を禁止する旨の規定が各国競争法に設けられることが一般化しており、外国企業(日本企業も含まれる)が関与するM&A案件の実行を禁止したり、承認に際して条件を付したりする事例が次々に現れている。また、当事会社は、取引契約に係る交渉やデューデリジェンスと並行して届出書作成にもリソースを割く必要があり、競争法の観点からの市場画定作業、市場シェア調査や経済分析も必要となり得るところ、その準備には数週間ないしそれ以上の期間を要することも珍しくない。しかも、届出後の各国当局による審査が相当の長期間に及ぶことがあり、M&A案件のスケジュールが左右される事態も度々生じている。

しかし、関連法令の制定・改訂や運用動向の変化が次々に生じるため、各国制度について正確かつ具体的に把握することは必ずしも容易で

はない。筆者らは、本誌2011年10月号において同名記事を執筆したが、その後の法令改正や実務の展開はあまりにも早く、同記事がもはや実用にたえないものとなっていたことから、この度、最新の実務動向をふまえた改訂版を執筆する機会をいただいたものである。

そこで本稿では、アジア諸国のうち企業結合届出が必要となることが多い大韓民国、台湾、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国及びインドネシア共和国、並びに今後の運用を注視すべき国としてタイ王国・フィリピン共和国等を取り上げることとし、これら各国における企業結合届出制度・手続の概要及び近年の実務的動向について簡潔に御紹介することとしたい。

なお、各国実務の最新動向を踏まえて合理的に準備を行うためには、当該国及び欧米の競争法実務及び理論に精通した現地競争法弁護士の助言を得る必要性が高い。本稿の執筆に当たっては、金・張法律事務所(大韓民国)、理律法律事務所(台湾)、VIRAF(ベトナム社会主義共和国)及びRoosdiono & Partners(インドネシア共和国)から、各国制度について情報提供及び有益な示唆を受けている²⁾。

1) 2012年度末。経済産業省「通商白書2015」第2部第3章。

2) 本稿では、各国においてそれぞれ表記や定義に若干の差異がある用語について、同一の訳語をあてている場合がある(例えば、中国競争法における「事業者集中」、ベトナム競争法における「経済集中」はいずれも「企業結合」と表記している。)。また、各国現地通貨の日本円換算については、2016年8月31日公表の為替レートによっている。

2 大韓民国

(1) 根拠法・執行機関

大韓民国では、独占規制及び公正取引に関する法律(1981年施行。以下「韓国競争法」という。)により、市場支配的地位濫用、企業結合及び経済力の集中、不当な共同行為、不公正取引行為等が規制されている。これら規制は公正去来委員会(以下「韓国当局」という。)が所管している。

(2) 企業結合届出制度の概要

韓国競争法は競争を実質的に制限することになる株式保有、役員兼任、合併、営業譲受け及び会社設立への参加を禁止しており(法7条1項)、以下の企業結合について、当事会社1社の総資産額又は年間売上高が2,000億ウォン(約184億円)以上、かつ他の会社の総資産額又は年間売上高が200億ウォン(約18.4億円)以上である場合に、韓国当局への届出を義務付けている(法12条。連結・全世界ベース)³⁾。

- ① 発行済株式総数(議決権のない株式を除く)の20%(韓国の上場会社等は15%)以上を保有すること
- ② 上記①の後、株式の追加取得により最大出資者となること
- ③ 役員又は従業員が他の会社の役員を兼任すること(届出義務者が総資産額又は年間売上高2兆ウォン(約1,840億円)以上の会社(以下「大規模会社」という。)⁴⁾である場合)
- ④ 合併・営業譲受け
- ⑤ 会社設立に参加し最大出資者となること

届出は原則として企業結合の日⁵⁾から30日以内に行うものとされている(事後報告)。しかし、上記①、②、④又は⑤に該当する企業結合であって、当事会社の1社以上が大規模会社(上記参照)である場合には、当該企業結合に係る株式譲渡契約締結等の日から30日以内に届出を行うものとされ(事前届出)、当事会社は、届出後30日を経過するまで当該企業結合を実行できない(待機期間。法12条6項、7項。最長90日間延長可能。また、韓国当局が書面により情報提供要請をした場合は、回答完了まで期間進行が停止する。)

なお、当事会社は、届出書の提出が可能となる日の前に事前審査を申請できる(法12条9項)。これにより審査期間が実質的に前倒しされることを期待できる⁶⁾。

外国会社間の企業結合については、上記の基準を満たし、かつ各外国会社の韓国内売上高とともに200億ウォン(約18.4億円)以上である場合のみ報告・届出が必要である⁷⁾。

韓国当局は、企業結合による競争制限的効果を排除するため、当事会社に対し是正措置命令を行うことができる(法16条)。是正措置は資産譲渡等の構造的措置を原則とし、必要な場合に限り行動的措置により補完する⁸⁾。韓国当局が是正措置の履行を条件として企業結合を承認する場合には、通常の承認決定によるほか同意決定手続による場合もある(法51条の2)。

(3) 略式審査制度⁹⁾

競争制限性がないと推定される企業結合について略式審査制度が導入されており、届出後原則15日間以内に決定が行われる。略式審査制度が適用される企業結合には、(i)企業集団内の企業結合、(ii)大規模会社の関与しない一定の類型の企業結合、(iii)支配権に変動が生じない場合、(iv)純然たる投資目的の場合、(v)事前審査により適法と判断された場合(脚注6参照)等がある。

(4) 提出書類¹⁰⁾

届出義務者は、届出義務者の名称、売上高、総資産額、当事会社の事業内容及び当該企業

3) 施行令18条1項、2項、6項及び7項。結合により切り離される事業に係る売上高は除いて計算する。

4) 施行令12条の2。

5) 施行令18条8項。

6) 届出前に適法との判断を得られれば、その後の届出は略式審査制度(後述)の対象となり待機期間が短縮される。

7) 施行令18条3項。届出義務者である韓国企業が外国会社との間で企業結合を行う場合も同様である。外国会社とは、本店が外国に所在し又は設立準拠法が外国法である会社をいう。

8) 「企業結合における是正措置に係るガイドライン」IV項。

9) 「企業結合審査基準」Ⅲ項。

10) 施行令18条4項。

結合の内容等について記載した届出書を、根拠資料及び届出書別紙(検討対象市場についての説明(商品の特徴や市場の状況の説明)や、企業結合が検討対象市場に与える影響についての分析)とともに韓国当局へ提出する。

届出は通常は即日受理されるが、資料に不備がある場合は補正が命じられ、補正が完了するまで待機期間(上述)は進行しない。

(5) 罰則

報告遅延、待機期間経過前の企業結合の実行等に対し、1億ウォン(約922万円)以下の過料の定めがおかれている(法69条の2)。

(6) 実務の動向¹¹⁾

2015年に韓国当局が受理した届出の件数は669件(うち外国会社が関与する企業結合に係る届出は135件)である。

是正措置が命じられた案件は6件あり、外国会社を当事会社とするものとしては、ドイツの医薬品製造業者による米国系企業の一般用医薬品(OTC医薬品)事業部門買収案件において、経口避妊薬事業(韓国内合計市場シェア82%)に関し、対象会社韓国子会社の同事業を第三者に譲渡すること(構造的措置)を条件として承認決定を行った例がある(2015年)。

また、同意決定制度が利用された初の案件として、マイクロソフトによるノキアの買収案件において、携帯端末に関する標準必須特許を公正、合理的かつ非差別的(FRAND)条件でライセンスすること等(行動的措置)をマイクロソフトが提案し、これを条件とする同意決定が行われた例がある(2015年)。

このほか、報告遅延等に対する制裁が近年頻繁に行われており、2015年には16件の企業結合において報告遅延等を理由とする過料が課されている¹²⁾。

3 台湾

(1) 根拠法・執行機関

台湾では、公平交易法(1992年施行。以下「台湾

競争法」という。)により、独占的地位濫用、企業結合、カルテル及び不公正競争行為(再販売価格維持、公正競争阻害行為、不当表示等)が規制されている。これらの規制は、行政院に直属する独立機関である公平交易委員会(以下「台湾当局」という。)が所管している。

(2) 企業結合届出制度の概要

台湾競争法は、合併、3分の1以上の議決権取得等の一定の種類の企業結合(法10条1項)を規制対象とし、以下の企業結合について台湾当局に対する事前届出を義務付けている(法11条1項)。

- ① 合計市場シェアが3分の1以上の場合
- ② 当事会社のうち1社の市場シェアが4分の1以上の場合
- ③ 当事会社のうち1社の年間売上高(直近会計年度)が150億台湾ドル(約488億円。金融業においては300億台湾ドル(約976億円))を超え、かつ、他の当事会社1社の年間売上高が20億台湾ドル(約65億円)を超える場合¹³⁾

ただし、いわゆる企業集団内の組織再編は届出不要とされる(法12条)。

外国会社間の企業結合も、上記の届出基準を満たすものはいずれも届出の対象となるが、このうち、台湾当局が台湾市場に直接的、実質的かつ合理的予見可能な影響を及ぼすと判断したもののみについて台湾当局の管轄が肯定され、審査の対象となる¹⁴⁾。

台湾当局は、企業結合による経済全体に対する利益がこれによる競争制限の不利益を上回る

11) 統計・事例については韓国当局のプレスリリース等参照。

12) 韓国当局の「Statistical Yearbook of 2015」参照。

13) 「行政院公平交易委員会に届出を提出すべき企業結合の売上高基準」1項(2015年3月改正)。ここでいう「売上高」には、企業集団内の他の会社の売上高も含まれるので(法11条1項、2項)、株式取得案件において対象会社売上を計算する際は例えば議決権の過半数を取得することとなる場合であっても親会社等の売上を合算することを要する。

14) 台湾内において商品生産を行わず、又は実質的に販路を有しない場合には管轄が否定される(「域外結合案件処理原則」2~4項)。

ことを確保するため、承認に際して条件・負担を課すことができる(法13条2項)。条件・負担には、構造的措置(株式・資産の売却等)、行動的措置等があり、台湾当局は、個別の事情に鑑みて適切な条件・負担を課すことができる¹⁵⁾。

当事会社は、届出受理後30日(待機期間)以内に台湾当局から審査期間延長通知(最長60日)がない場合、及び審査期間延長後に台湾当局による承認決定が行われた場合に、当該企業結合を実行できる(法11条7項~9項)。

(3) 略式審査制度¹⁶⁾

企業結合後の市場シェアが20%未満であること等の条件を満たす企業結合については、略式審査手続により待機期間が短縮される。

(4) 提出書類¹⁷⁾

届出義務者は、企業結合及び当事会社の概要、当事会社及び競合他社の売上高及び市場シェア(過去5年間の検討対象市場の状況)等を記載した届出書を提出する。また、当事会社の財務諸表及び事業報告書(前会計年度)、設立証明書、年次報告書(上場会社の場合)、商品役務の生産・経営に係る費用・販売価格・売上高、生産量・事業計画、企業結合が経済全体にもたらす利益・競争制限による不利益及び市場構造に関する説明資料、並びに当該企業結合に係る取締役会決議、当事会社間の契約書等を提出するものとされている。

届出資料に不備がある場合は補正が命じられる。完全な届出資料が台湾当局に提出されるまで届出は受理されないが、届出資料が揃わないことにつき正当な理由がある場合には届出書において説明が必要である。

(5) 罰則

届出義務に違反した企業結合の実行、待機期間中の企業結合の実行、及び条件・負担の不履行に対し、企業結合の禁止、株式処分等、及び届出義務者に対する20万台湾ドル以上5,000万台湾ドル以下(約65万円以上1億6,260万円以下)の

過料の定めがおかれている(法39条)。

(6) 実務の動向¹⁸⁾

2015年に台湾当局が受理した企業結合届出は60件、処理件数は63件であった。禁止決定が行われた案件はなく、承認決定が26件(うち3件は条件付承認決定)行われた(その余については管轄なし等の理由により審査終了)。

外国会社が関与した案件における条件付承認決定の最近の例として、米国系ファンドによるケーブルテレビ運営会社(台湾)の買収事案がある。台湾当局は、電気通信企業(台湾)が同ファンドと提携して同ケーブルテレビ運営会社の社債を取得しようとしていることに着目し、同ファンドに対し、同電気通信企業の役員が同ケーブルテレビ運営会社の取締役の半数以上を占めない、同電気通信企業が同ケーブルテレビ運営会社の議決権の3分の1以上を保有することになる株式取得をしない等の条件(行動的措置)を付して本件企業結合を承認した(2015年)。

届出義務違反に対する処分は2件行われており、日本企業に関する最近の処分事例として、台湾企業に対する敵対的買収事案(議決権を34.6%取得。当該台湾企業が台湾のオンラインゲーム市場において4分の1以上のシェアを有していた)において、届出懈怠を理由として90万台湾ドル(約293万円)の過料を課し、さらに是正措置を命じた例がある。

4 中華人民共和国

(1) 根拠法・執行機関

中華人民共和国では、独占禁止法(2008年施行。以下「中国競争法」という。)により、独占的協定、市場支配的地位の濫用、企業結合、並びに行政権力濫用による競争排除及び制限が規制さ

15) 「企業結合届出案件処理原則」14項。

16) 「企業結合届出案件処理原則」7項。

17) 施行細則8条~11条及び「企業結合届出マニュアル」参照。

18) 統計・事例については台湾当局のプレスリリース、「公平交易統計年報(2015年)」等参照。

れている。企業結合届出に係る事項は商務部(以下「中国当局」という。)が所管している。

(2) 企業結合届出制度の概要

中国競争法は、競争を排除・制限する効果を有する、又はそのおそれのある企業結合(合併、株式・資産の取得による支配権の取得及び契約等の方法による支配権・決定的影響力の取得(法20条))を原則として禁止しており、以下の売上基準を超える企業結合について中国当局に対する事前届出を義務付けている(法21条、28条)。

支配権・決定的影響力取得の有無は、持分・株式の保有比率のほか、対象会社の株主総会の決議事項や決議体制、取締役会の組織構成や決議体制等を勘案して判断するとされている¹⁹⁾。実務上は、少数持分取得(例えば議決権の20%弱)であっても、派遣役員が重要事項への拒否権を持つことなどにより、株式取得者が対象会社の重要な意思決定に影響を及ぼしうる場合には、支配権ないし決定的影響力の取得が肯定されるとみて届出を行う例が少なくない。

売上基準は以下のとおりである²⁰⁾。

- ① 当事会社全社の全世界における売上高の合計が100億元(約1,540億円)超であり、かつ少なくとも2社の中国国内における売上高がいずれも4億元(約61.7億円)超
- ② 当事会社全社の中国内売上高の合計が20億元(約308億円)超であり、かつ、少なくとも2社の中国内売上高がいずれも4億元(約61.7億円)超

なお、いわゆる企業集団内の企業結合については届出を要しない(法22条)。

外国会社間の企業結合であっても、上記基準を満たす場合には届出が必要である。

中国当局は、提出を受けた届出書を直ちには受理せず、提出から1~2か月程度の期間を経て受理に至ることが多い。届出受理後には第一次審査(受理から30日間)が行われ、さらなる審査を行う旨決定された場合には90日間の第二次審査が行われる(法25条、26条。さらに最長60日間延長可〔第三次審査〕)。当事会社は、第二次

審査を行う旨の決定が行われることなく待機期間が経過するまで、又は中国当局が承認決定を行うまでの間、企業結合を実行することができない(法25条)。中国当局は、競争制限効果を有し、又はその可能性がある企業結合について禁止決定を行うことができるほか、承認決定に際して条件を付すこともできる(法28条、29条)。

(3) 簡易審査制度²¹⁾

下記の類型に該当する企業結合について簡易審査手続が導入され(2014年)、通常審査手続とは異なり短期間(通常は第一次審査期間内)で承認が得られることから、広く活用されている。

- ① 企業結合後の市場シェアが低い場合(水平的結合の場合合計15%未満、その他の場合は各関連市場で25%未満。世界市場シェア等が参照される場合もある)
- ② 中国市場への影響が小さい場合(中国国外における合弁企業設立等)
- ③ 共同支配から単独支配への変更(合弁解消等)

(4) 提出書類²²⁾

届出義務者は、当事会社の関連会社のリスト、検討対象市場の競争に対する影響についての説明(当事会社及び競合他社の売上高・市場シェア、影響に関する分析等)、市場参入についての分析、水平的・垂直的提携契約の状況、その他の市場についての説明、業界団体についての情報、他の競争当局における届出・審査の状況等を記載した届出書(秘密版と非秘密版)を作成して提出する²³⁾。

19) 「企業結合届出に関する指導意見(2014年修正)」3条。

20) 「企業結合届出基準規定」3条。原則として企業集団全体の売上高により判断される。なお、金融機関等に関しては別途の基準が定められている。

21) 「企業結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定」、「企業結合簡易案件の届出に関する指導意見」。

22) 「企業結合届出に関する指導意見(2014年修正)」20条。

23) 非秘密版届出書は、政府機関、業界団体等に対する意見聴取等の際に開示される場合がある。

また、届出書に加えて、企業結合に係る契約書、届出会社の登録登記証明書(日本企業の場合は、中国大使館における認証を経た現在事項全部証明書)、中国に所在する関連会社の営業許可証写し、当事会社の監査済財務諸表(前年度)等を提出することを要する。簡易届出においては、届出書記載や書類提出が一部免除される。

(5) 罰則

届出義務に違反して企業結合を実行した届出義務者に対しては、企業結合実行禁止、株式等の処分、営業の譲渡等、企業結合前の状態を回復するため必要な措置が命じられるほか、50万元(約771万円)以下の制裁金が課される(法48条)。

(6) 実務の動向²⁴⁾

中国当局は、中国競争法施行以来2015年末までに1,364件の届出を受理しており、届出件数は日本公取委と肩を並べる水準に達している。審査においては欧米等におけるものと同様の競争分析手法が採用されており²⁵⁾、条件付承認決定の際に競争分析の内容が比較的詳細に公表される例も増えている。

中国当局は、2015年末までに2件について禁止決定、26件について条件付承認決定を行っているところ、条件付承認決定事案には日本企業が関与しているものも複数存在する。また、通常審査手続に付される案件では、審査が想定外に長期化してスケジュール変更を余儀なくされる例もあり留意が必要である。

中国当局による企業結合審査では、行動的措置を条件として承認を行う例が比較的多いことが注目される。例えば、ノキアによるアルカテル・ルーセントの買収事案においては、ノキアが標準必須特許のライセンスにおいて引き続き公正、合理的かつ非差別的(FRAND)な条件を遵守すること、特許譲渡に際して譲受人に対し中国当局に対する確約事項を履行するよう求めること、5年間にわたり中国当局による監督を受けること等(行動的措置)を条件として企業結合が承認された(2015年)。

また、届出懈怠に対する調査や処分が相次いで行われており、日本企業に対しても、中国企業との合弁設立に関する届出懈怠を理由として15万元(約231万円)の制裁金が課された例がある(2016年)。

5 ベトナム社会主義共和国

(1) 根拠法・執行機関

ベトナム社会主義共和国では、競争法(2005年施行。以下「ベトナム競争法」という。)により、競争制限的行為(競争制限的協定、市場支配的地位及び独占的地位の濫用、並びに企業結合)及び不公正競争行為(虚偽表示、他社の事業活動の妨害等)が規制されている。これらの調査・措置は競争庁(以下「ベトナム当局」という。)が所管している。

(2) 企業結合届出制度の概要

ベトナム競争法は、企業結合(合併、50%以上の議決権取得、JV設立等)であって市場シェア(売上高ベース)が50%を超えることになるものを原則として禁止し、企業結合後の市場シェアが30%~50%となる企業結合についてはベトナム当局に対して事前届出を行うことを求めている。ただし、①当事会社が解散・倒産の危機にある場合、②企業結合が輸出拡大又は社会経済発展及び技術発展に貢献する効果を有する場合並びに③企業結合後の会社が中小規模企業²⁶⁾に該当する場合には上記の規定は適用されない(法16条~20条)。上記①②に基づく適用除外を受けるためには、ベトナム当局に対する事前の適用除外申請が必要である(近年の具体例について後述)。

市場シェア計算の具体的な方法は定められていないが、実務上は、事案毎にベトナム当局と

24) 統計・事例については中国当局のプレスリリース等参照。

25) 「企業結合による競争への影響の評価に関する暫定規定」参照。

26) 「中小規模企業」の基準は産業毎に定められており、例えば工業に従事する企業については、従業員数300人未満かつ総資産額1,000億ドン未満(約4億6280万円未満)が基準値である(政令第56/2009/ND-CP号)。

協議しながら、政府機関による公表データを参照するなどして検討が行われるようである。

外国会社であっても「ベトナムで営業する外国会社」に対してはベトナム競争法が適用される(法2条1項)。実務上は、ベトナムに製品を輸出し、又はベトナムにおいて製品を販売する外国会社間の企業結合についてはベトナム競争法が適用されているようであり、審査事例も見られるようになってきた(後述)。

ベトナム当局は、届出受理後45営業日以内(最長30営業日間の延長を2回行うことができる)に、企業結合を禁止するか否か、また禁止する場合はその理由を当事会社に対し書面により通知する。当事会社は、企業結合を禁止しない旨の通知を受領するまでの間、当該企業結合を実行することができない(法23条、24条)。

(3) 提出書類

届出義務者は、企業結合及び当事会社の概要を記載した届出書を提出する(法21条、22条)。また、届出書に加えて、当事会社の商業登記証明書、監査済財務諸表(過去2年分)、子会社の一覧、当事会社及び子会社が供給する商品役務の一覧、検討対象市場の過去2年間の市場シェアに関するレポート等を提出することを要する。提出した届出書については初期審査が行われ、不足がある場合には補充すべき内容がベトナム当局から指摘される。

(4) 罰則

届出義務違反及びベトナム競争法により禁止される企業結合の実行に対しては、直近会計年度の売上高の10%を上回らない額の制裁金、及び企業結合の解消(合併の解消、資産売却等)の定めがおかれている(法117条、118条²⁷⁾。

(5) 実務の動向²⁸⁾

ベトナム当局は2012年から2014年までの間に19件の企業結合届出及び51件の事前相談を受理したが、結合を禁止した例はない。

合計市場シェアが50%を超えるものの競争法

適用除外が認められた近年の事案として、ベトナム国内で銀行間決済サービスを提供する競争事業者間の企業結合について、市場シェアが合計100%に達するものの、銀行間決済サービスの統合により非現金決済が促進され、技術向上につながり、経済活動の効率化に寄与することを理由として、一定の条件の下で適用除外が認められた例がある(2014年)。

外国会社が関与した案件として、日本企業による米国系清涼飲料製造業者ベトナム現地法人に対する資本参加がある(シンガポール子会社を通じた支配権の間接取得案件)。事前相談を受けたベトナム当局は、関連市場である清涼飲料市場は参加者が多く活発な競争が行われていることから、本件企業結合が競争を制限する可能性は低いと結論付けた(2012年)。

6 インドネシア共和国

(1) 根拠法・執行機関

インドネシア共和国では、独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法(2000年施行。以下「インドネシア競争法」という。)により、競争制限的な協定、競争制限的な活動、市場支配的地位の濫用が規制されている。インドネシア競争法に関する事項は、事業競争監視委員会(以下「インドネシア当局」という。)が所管している。

なお、競争法改正案が国会に提出されているところ(2016年)、同法案には、事後報告制度から事前届出制度への変更、届出対象となる企業結合類型の拡大(資産取得や合併会社設立の追加)、外国会社に対する法適用の明確化等、企業結合審査制度に根本的な変化をもたらす内容が盛り込まれている。

(2) 企業結合届出制度の概要²⁹⁾

インドネシア競争法は、独占的行為又は不公

27) 政令第71/2014/ND-CP号。

28) 統計・事例についてはベトナム当局の「Report on Economic Concentration in Vietnam 2014」等参照。

正な競争をもたらすおそれのある合併、統合及び株式取得を禁止しており、以下の基準を超える企業結合³⁰⁾を実行した者は、30日以内に、インドネシア当局に対し報告しなければならない(事後報告。法28条、29条)。

① インドネシア国内の総資産額が2兆5千億ルピア(約194億円)を超えるとき

② インドネシア国内の売上高が5兆ルピア(約388億円)を超えるとき

上記金額は、企業結合の当事会社のみならず、当事会社の属する企業集団内の他の会社の総資産額又は売上高を含めて計算する³¹⁾。上記金額がその前年の金額と30%以上の相違がある場合には、過去3年間の平均額に基づいて計算するものとされている。

なお、企業集団内の企業結合には企業結合届出規制は適用されない。

外国会社間の企業結合であっても、インドネシア市場に直接的な影響を及ぼし得る場合(当事会社のいずれもがインドネシアに子会社を有する場合、当事会社の一方がインドネシアに子会社を有し他の一方がインドネシア向けに製品を販売しており、又は関連会社を有している場合等)には、上記規制が適用される。

インドネシア当局は、完全な報告書を受領してから90営業日以内に、当該企業結合が独占的行為又は不公正な競争を生じるおそれがあるか否かを審査し、評価を行う。

(3) 事前相談制度³²⁾

事後報告義務が生じる企業結合については、任意の事前相談制度を利用することができる。事前相談を受けたインドネシア当局は、企業結合計画について、事前相談を受理した日から90営業日以内に書面により提言、指導又は勧告を行う。なお、事前相談を行った場合でも法定の事後報告は必要である。

(4) 提出書類³³⁾

報告義務者は、当事会社の概要、企業結合の要旨、当事会社の総資産額・売上高、企業集団

の概要、当事会社及び競合他社の市場シェア等を記載した報告書に加えて、添付資料として当事会社の定款、財務諸表(過去3年分)、結合後の事業計画等の当該企業結合関連資料、その他インドネシア当局の要求する資料を提出する。

(5) 罰則³⁴⁾

インドネシア当局は、独占的行為又は不公正な競争をもたらすおそれのある企業結合を禁止し、又は株式売却を命じることができる(法47条2項)。当事会社に対しては、250億ルピア(約1.9億円)ないし1,000億ルピア(約7.7億円)の罰金又は6月以下の懲役も規定されている(法48条1項)。また、報告遅延に対して1日につき10億ルピア(約768万円)、最高250億ルピア(約1.9億円)の過料が課される。

(6) 実務の動向³⁵⁾

インドネシアにおける企業結合届出制度は、手続規定が施行された2010年から実質的運用が開始され、2015年末までに261件の報告が行われている。ほとんどの報告が無条件で承認されているが、数件についてはインドネシア当局によるオピニオン(是正措置の勧告)が付されている。

29) 「独占的行為又は不公正な競争をもたらすおそれのある合併、統合及び株式取得に関する政令(2010年57号)」(以下「政令」という。)、同ガイドライン。

30) 株式取得については、議決権付株式の50%超の取得や、50%以下の取得のうち対象会社の経営に影響を及ぼし得るものが、届出対象として念頭におかれているようである。なお、当事会社の双方が金融機関である企業結合については別途の基準が適用される。

31) ただし、結合により切り離される事業に係る売上高は除いて計算する。

32) 政令10条、11条。

33) 政令8条。

34) 政令6条、「報告遅滞への制裁賦課に関するガイドライン」。

35) 統計・事例についてはインドネシア当局のプレスリリース、「OECD Asia-Pacific Competition Update (April 2015)」等参照。

承認決定においてオピニオンが付された最近の例として、インドネシア通信大手による同業他社買収案件において、インドネシア当局が、インドネシア携帯電話市場の寡占化が進むことや高い参入障壁が存在することを懸念し、3年間にわたり市場の発展状況、製品及び利用料金の状況を報告するよう勧告を行った例がある(行動的措置)。

報告懈怠に対する制裁もすでに複数の案件で行われており、韓国系商社がインドネシアの発電所デベロッパの株式を取得する際に必要な報告を行わなかった案件では、インドネシア当局が80億ルピア(約6,210万円)の過料を課した。

7 他のアジア各国の企業結合届出制度

(1) タイ王国

タイ王国の取引競争法(1999年施行。以下「タイ競争法」という。)では、独占又は不正競争につながる企業結合が禁止されており(法26条)、企業結合届出制度についての定めもある(法35条)。届出制度は、届出基準、手続等を定める具体的な規則が制定されていないため運用されていなかったが、タイ競争法の改正法案が閣議決定されたので(2016年)、改正法施行及び企業結合届出関連規則の整備により企業結合規制に変化が生じることが見込まれている。

(2) フィリピン共和国

フィリピン共和国では、競争法(反競争的協定、市場支配的地位の濫用及び反競争的企業結合の禁止並びに競争委員会設立、並びにそれらの資金配分についての競争政策に関する法律。以下「フィリピン競争法」という。)が2015年に施行され、競争を実質的に制限する企業結合は禁止され、一定の基準を満たす企業結合についてフィリピン競争委員会(以下「フィリピン当局」という。)への事前届出が義務付けられることとなった(法17条~20条)。その後、届出手続を定める施行規則が施行されたことにより企業結合届出制度の運用が開始され、企業結合審査ガイドラインについてパブリックコメント手続も行われている(2016

年)。

事前届出が必要となるのは、①取得会社又は対象会社のフィリピン国内のグループ売上高又はグループの資産価値が10億ペソ(約22.2億円)を超え、かつ②取得価額が10億ペソを超える企業結合である³⁶⁾。フィリピン当局が届出書の形式審査を完了すると(届出書提出後15日以内)、30日間の第一次審査が開始される(待機期間)。フィリピン当局が必要と認める場合には、60日間の第二次審査に移行するが、審査期間は最長でも形式審査の完了日から90日を超えないものとされる³⁷⁾。

当事会社は、待機期間が満了するまで企業結合を実行することができない。届出懈怠による企業結合の実行に対しては、当該結合の無効、及び取引価額の1~5%に相当する制裁金の定めがおかれている(法17条)。

(3) シンガポール共和国

シンガポール共和国競争法(2005年以降段階的に施行が進み、企業結合部分は2007年に施行)は、競争を実質的に減少させる又はそのおそれのある企業結合を禁止している(法54条)。

企業結合届出は義務ではなく、シンガポール競争法に違反するおそれがあると考える場合に当事会社自ら届出を行うことが奨励されている(任意届出。法57条、58条)。もともと、①結合後の当事会社の市場シェアの合計が40%以上となる場合、又は②結合後の当事会社の市場シェアの合計が20%以上40%以下であって上位3社の市場シェアの合計が70%以上となる場合、でない限り企業結合が競争制限的である可能性は低い、という考え方が示唆されている³⁸⁾。

(4) 香港・マレーシア共和国

香港及びマレーシア共和国の競争法は企業結

36) 取引価額に関する基準は、企業結合の類型や企業結合行為地(国内か国外か)等により異なる。

37) フィリピン競争法施行規則 4条3項、5項。

38) 「企業結合の実質的検討に関するガイドライン」5.15条。

合審査に関する規定を設けていないが、ごく一部の業法が企業結合規制を設けている。

8 結語

アジア諸国においては、最近10年ほどの間に企業結合届出制度の創設や改訂が急速に進み、かつその積極的な運用が拡大している。また、各国の企業結合規制は、日本企業など「外国企業」が当事者である企業結合に対しても適用があり得ることをおおむね当然の前提としている。日本企業がM&Aを行う際に、数年前であれば届出など必要ではなかった「想定外」の国において届出が必要となる事態が生じ、各国当局対応に相応のリソースを割く必要が生じているのは、かかる事情による。

企業結合届出基準については、基準の融合（コンバージェンス）へ向けた議論等が当局間合等において行われてきたものの、いまなお、各国がそれぞれ異なる観点から届出基準を設定している実情にある。それゆえ、企業結合届出の要否に係る検討及び準備に際しては、資産の額や市場シェアを届出基準に採用している国に関してこれらの情報を入手する必要があること、競争法理論を理解したうえでなければ検討を進

めることの困難な事項（市場画定等）があること、少数持分取得をめぐる企業結合届出の要否が当局により区々であること等に、十分な留意が必要である。

以上のことから、M&A案件においては、取引に係る交渉やデューデリジェンスと並行して、届出準備の具体的内容、クローリング時期の設定、問題解消措置（是定措置）の要否・内容等について、各国競争法専門家の助言を得ながら検討を進める必要性が高まっていると感じられる。本稿が、M&Aを検討している日本企業において、企業結合届出制度への対応が取引内容・取引スケジュールの両面において重要な検討課題となり得ることを再認識していただくための一助となれば幸いである³⁹⁾。

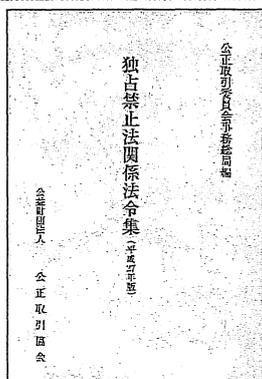
39) 本稿で引用した各国の法律、政令、ガイドラインその他関係規則の原文（正文）はそれぞれ中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語及び英語であるところ、特に韓国、ベトナム、インドネシア及びタイに関する本稿における記載は、各原文の英訳に基づいている箇所がある。また、訳語の選択については脚注2記載のとおり調整を行っている。各用語の正確な定義については原文を参照されたい。

2

新刊 平成27年7月15日発行

独占禁止法関係法令集（平成27年版）

公正取引委員会事務総局 編 / 公正取引協会 発行 / A5判 / 1,300頁 / ¥6,000 + 税



- 独占禁止法や競争政策に関する法令・規則・ガイドラインを網羅した、定評ある総合法令集です。
- 5年ぶりの刊行となる今回は、前回（平成22年版）発行以降に行われた、重要な新規立法及び法改正を完全収録。
- 実務家から研究者、学生まで、日常の業務遂行や研究活動、学習に欠かせない一冊です！

【主な改正】

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
 - 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針
 - 企業結合審査に関する独占禁止法上の運用指針
 - 不当景品類及び不当表示防止法
- （※課徴金制度導入に関する改正法（未施行）も収録） 等